平成２６年（再イ）第５９号

北九州市戸畑区夜宮２丁目６番25―203号

再生債務者　椿松　宣子

1　決議に付する再生計画案　平成26年10月17日付け再生計画案

2　議決権の不統一行使の通知期限　平成26年11月13日

3　再生計画案に対する回答期間　平成26年11月13日まで

平成26年10月23日

福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（再イ）第５号

青森県三戸郡階上町大字赤保内字鹿糠10番地２

再生債務者　三島　厚悦

1　決議に付する再生計画案　平成26年10月15日付け再生計画案

2　議決権の不統一行使の通知期限　平成26年11月26日

3　再生計画案に対する回答期間　平成26年11月26日まで

平成26年10月22日

青森地方裁判所八戸支部個人再生係

小規模個人再生による再生計画認可

平成２６年（再イ）第１１３号

福岡県筑紫野市大字山家4091番地６

再生債務者　猿渡　人之

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　本件再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成26年10月21日

福岡地方裁判所第４民事部

小規模個人再生による再生手続廃止

平成２６年（再イ）第２５２号

東京都西多摩郡奥多摩町梅澤152―12

再生債務者　東間　邦彦

1　主文　本件再生手続を廃止する。

2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。

平成26年10月21日

東京地方裁判所民事第20部

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２６年（再ロ）第５号

北海道富良野市朝日町11番21号

再生債務者　蹄　　淳一

1　決定年月日時　平成26年10月22日午後５時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成26年11月19日まで

4　一般異議申述期間　平成26年12月３日から平成26年12月10日まで

旭川地方裁判所民事部

公示送達

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第98条第１項及び第５項の規定による本郷都市計画事業東本通土地区画整理事業の次に記載する者に対する仮換地指定通知は、送付すべき者の送付場所が確知できないので、同法第133条第１項の規定により当該通知書の送付に代えて、その内容を公告する。

平成 26 年 10 月 31 日

本郷都市計画事業東本通土地区画整理事業

施行者　三原市

代表者　三原市長　天満　祥典

記

1　書類の送付を受けるべき者の氏名

堀田與助、石田善助、中沖謙助、吉井太作、保井福松、伊藤リュウ、伊藤八十松、伊藤信太郎、小川林八、友田已代蔵、柳生喜次郎、藤田理助、堀田徳兵衛、前田伊作、了木理三次、深水探玄、有田ユウ、徳本利七、伊藤槌松、平田亀次、空田旗之助、山岡周助、柳生林助、高田惣助、杉本喜代助、中元吉松、福原常太郎、柳川助次、伊藤庄之助、松本英次、橋本得助、仁井倉助、三原善作、木谷幸助、村上文三郎、脇本定七、鈴木理平、吉田常太郎、小松仲次、脇本玉吉、福原宇太郎、正力喜久次、伊藤マス、吉井竹松、岡田常八、有原丈助、板原民平、西本順造、鈴木惣平、飯田角蔵、山根久吉、大石久平、大石浅之助、岡田庫助、住田安吉

2　書類の送付を受けるべき者の住所　全員不明

3　通知の内容

従前の宅地　広島県三原市本郷町本郷字三太刀10632番　山林　483㎡

仮換地　71街区　３画地　165㎡

仮換地の指定の効力発生の日

平成26年11月20日

注意

この通知書記載の「仮換地の指定の効力発生の日」からこの仮換地を使用し、又は収益することができますが、従前の宅地については使用し、又は収益することができません。

教示

1　この通知について不服があるときは、この通知があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に広島県知事に審査請求をすることができます。（審査請求書の記載事項は、行政不服審査法第15条に規定されています。）

2　この通知について不服があるときは、この通知があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に三原市を被告として、通知の取消しの訴えを提起することができます。

3　上記１の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に三原市を被告として、通知の取消しの訴えを提起することができます。

なお、仮換地位置図及び仮換地明細図は掲載を省略し、それらは広島県三原市本郷南四丁目24番16号、東本通区画整理事務所掲示板に掲示してあります。

会社その他の公告

合併公告

継　左記組合は合併して甲はこの権利義務全部を承
続して存続しこは解散することにいたしました。
　効力発生日は平成二十七年一月一日であり、甲
は定款第三条第一項の規定に基づき、両組合の主たる事
務所に備え置いてあります。
　平成二十六年十月三十一日
北海道沙流郡平取町本町四〇番地一
（甲）平取町農業協同組合
代表理事組合長　仲山　浩
北海道沙流郡日高町富川北四丁目一番二号
（乙）富川農業協同組合
代表理事組合長　伊藤　幸寛

注意

この通知書記載の「仮換地の指定の効力発生の日」からこの仮換地を使用し、又は収益することができますが、従前の宅地については使用し、又は収益することができません。

教示

1　この通知について不服があるときは、この通知があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に広島県知事に審査請求をすることができます。（審査請求書の記載事項は、行政不服審査法第15条に規定されています。）

2　この通知について不服があるときは、この通知があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に三原市を被告として、通知の取消しの訴えを提起することができます。

3　上記１の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に三原市を被告として、通知の取消しの訴えを提起することができます。

なお、仮換地位置図及び仮換地明細図は掲載を省略し、それらは広島県三原市本郷南四丁目24番16号、東本通区画整理事務所掲示板に掲示してあります。

会社その他の公告

合併公告

継　左記組合は合併して甲はこの権利義務全部を承
続して存続しこは解散することにいたしました。
　効力発生日は平成二十七年四月一日であり、両
組合の臨時総会の承認決議は平成二十六年十月二十
二日に終了しております。
　なお、農業協同組合法第六十五条第四項で準用
する同法第四十九条第一項の財産目録及び貸借対
照表は、同項の規定に基づき、両組合の主たる事
務所に備え置いてあります。
　平成二十六年十月三十一日
北海道沙流郡平取町本町四〇番地一
（甲）平取町農業協同組合
代表理事組合長　仲山　浩
北海道沙流郡日高町富川北四丁目一番二号
（乙）富川農業協同組合
代表理事組合長　伊藤　幸寛

合併公告

継　左記会社は合併して甲はこの権利義務全部を承
続して存続しこは解散することにいたしました。
　効力発生日は平成二十七年一月一日であり、甲
は会社法第七九六条第三項、乙は同第七八四条第
一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を
行しております。
　また、甲はこの合併による甲の新株式の発行
及び資本金の額の増加はいたしません。
　なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり
です。
（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出
済。
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十六年八月七日
掲載頁　三十四頁（号外第一七六号）
平成二十六年十月三十一日
東京都板橋区熊野町三二番八号
（甲）株式会社チノー
代表取締役　苅谷　嵩夫
東京都板橋区熊野町三二番八号
（乙）株式会社チノーサービス
代表取締役　原田　進

合併公告

継　左記会社は合併して甲はこの権利義務全部を承
続して存続しこは解散することにいたしました。
　効力発生日は平成二十七年四月一日であり、両
社の株主総会の承認決議は平成二十六年九月二十日
に終了しております。
　なお、甲はこの合併による甲の新株式の発行
及び資本金の額の増加はいたしません。
　また、甲はこの合併に対し異議のある債権者は、本公告掲
載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
　なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり
です。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十六年八月二十七日
掲載頁　一三八頁（号外第一四五号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十六年七月十四日
掲載頁　一一四頁（号外第一五七号）
平成二十六年十月三十一日
東京都文京区小石川二丁目四番一号
（甲）ロジパートナーズ株式会社
代表取締役　五島洋一郎
東京都千代田区大手町二丁目四番二号
（乙）丸紅物流株式会社
代表取締役　細田　盛継